

令和2年12月1日

保護者様

輪之内町立福東小学校  
PTA会長 牧野 友久  
校長 浅野 哲男

## 福東小学校PTA規約改正の施行スケジュールについて

初冬の候、皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、PTA活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、11月17日から実施しておりました、PTA規約改正案の意見募集は、11月30日で締切りいたしました。保護者の皆様からいただいたご意見を役員会でとりまとめ、改正案の参考にさせていただきたいと思っております。

なお、今後の規約改正の施行スケジュールについては、下表のとおり予定しています。

| 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 改正案作成</li><li>● <u>保護者意見募集</u></li><li>● 改正修正案作成</li><li>● PTA運営委員会で確認</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● PTA総会で規約改正の承認（4月開催）<br/>※同日改正</li><li>● 新規約による役員、各種委員の選出</li><li>★ PTA組織は現行規約のまま</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 新規約による役員、各種委員で運用スタート</li></ul> |
| 規約改正 準備期間  | 新規約 一部施行<br>(移行期間)   | 新規約 完全施行   |

### 【新規約の一部施行について】

規約改正案は、令和3年4月のPTA総会の承認後に施行しますが、施行は本部役員・各種委員の選出等の一部に限られます。

来年度の本部役員、各種委員は、今年度中に現行規約に基づき選出されますので、来年度の1年間は、PTA組織（本部役員・各種委員の構成、定数等）については、現行規約が適用される事をご留意願います。

※裏面「福東小学校PTA規約改正 施行スケジュール概要図」参照

※12月の地区懇談会で、本部役員、地区委員は現行規約（今までどおりの定数）で選出してください。

